

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元及び
制度の拡充を図るための、平成 2 8 年度政府予算に係る意見書

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 9 年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応、いじめ、不登校などの課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校 1・2 年生、中学校 1 年生の 30 人以下学級の定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子供の学ぶ意欲、主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

よって、政府におかれましては、教育の機会均等とその水準の維持、向上を図っていくため、下記事項について早急に措置されますよう強く要望いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元するとともに制度の拡充をすること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 2 7 年 7 月 2 日

大分県豊後大野市議会
議長 小野 順 一

内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
文部科学大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様